

報告事項（１） 令和７年度事業報告の件

[令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日]

I 公益・共益事業関係

1、税知識の普及を目的とする事業

（１）税務研修会

本年度は、管内全域の法人に対し参加自由の税務研修会を開催した。

件名	年月日(曜)	会場等	出席者数	講師
決算法人説明会	7. 4. 24 (木)	はまなす館 (相馬市)	4 2 社 5 1 名	相馬税務署法人課税第一部門 菊池上席国税調査官
決算法人説明会	7. 8. 4 (水)	はまなす館 (相馬市)	1 7 社 1 9 名	相馬税務署法人課税第一部門 齋上席国税調査官
決算法人説明会	7. 11. 5 (水)	はまなす館 (相馬市)	7 社 7 名	相馬税務署法人課税第一部門 齋上席国税調査官
年末調整説明会	7. 11. 10 (月)	はまなす館 (相馬市)	7 3 社 1 0 5 名	相馬税務署法人課税第一部門 税務担当官
年末調整説明会	7. 11. 13 (木)	富岡町文化交流センター (富岡町)	2 5 社 3 6 名	相馬税務署法人課税第一部門 税務担当官
決算法人説明会	7. 11. 5 (水)	はまなす館 (相馬市)	7 名 7 名	相馬税務署法人課税第一部門 齋上席国税調査官
新設法人説明会	8. 2. 5 (木)	はまなす館 (相馬市)	8 社 1 2 名	相馬税務署法人課税第一部門 齋上席国税調査官
決算法人説明会	8. 2. 5 (木)	はまなす館 (相馬市)	1 6 社 1 8 名	相馬税務署法人課税第一部門 齋上席国税調査官

（２）租税教室

件名	年月日(曜)	会場等	出席者数	概要
第1回租税教室	7. 4. 30 (水)	富岡町立 富岡小学校 (富岡町)	6 年生 9 名	講師：青年部会
第2回租税教室	7. 5. 9 (金)	飯館村立 いいたて希望の里 (飯館村)	6 年生 7 名	講師：永橋 律子 ：齋藤 才子 ：大谷 浩子
第3回租税教室	7. 5. 20 (火)	双葉町立 双葉南北小学校 (いわき市)	6 年生 5 名	講師：青年部会
第4回租税教室	7. 5. 21 (水)	相馬市立 日立木小学校 (相馬市)	6 年生 1 8 名	講師：竹内 久子 ：栗原三和子 ：新妻 安子
第5回租税教室	7. 5. 21 (水)	浪江町立 なみえ創成小学校 (浪江町)	6 年生 6 名	講師：青年部会
第6回租税教室	7. 5. 27 (火)	葛尾村立 葛尾小学校 (葛尾村)	6 年生 2 名	講師：永橋 律子 ：吉田 浩美 ：松本 美和
第7回租税教室	7. 6. 3 (火)	南相馬市立 上真野小学校 (鹿島区)	6 年生 5 名	講師：末永喜美子 ：川崎るみ子

第8回租税教室	7. 6. 6 (金)	南相馬市立 原町第一小学校 (原町区)	6年生 47名	講師：齋藤 イネ ：齋藤 才子
第9回租税教室	7. 6.12 (木)	川内村立 川内小中学園 (川内村)	6年生 9名	講師：永橋 律子 ：齋藤 才子
第10回租税教室	7. 6.16 (月)	相馬市立 八幡小学校 (相馬市)	6年生 23名	講師：菅原多美子 ：舘山友美子 ：八巻 裕美
第11回租税教室	7. 6.19 (木)	南相馬市立 小高小学校 (小高区)	6年生 10名	講師：番場三和子 ：佐々木優子
第12回租税教室	7. 6.24 (火)	南相馬市立 原町第三小学校 (原町区)	6年生 67名	講師：青年部会
第13回租税教室	7. 6.26 (木)	相馬市立 磯部小学校 (相馬市)	6年生 7名	講師：菅原多美子 ：舘山友美子 ：八巻 裕美

2、納税意識の高揚を目的とする事業

(1) 地域イベントにおける税金クイズ等 (税金啓発)

年月日(曜)	啓発活動場所	支 部	概 要
7. 8.16 (土)	小高夏まつり (小高区)	小高支部	税の標語入り配布物
7. 10.11 (土)	小高秋まつり (小高区)	小高支部	税の標語入り配布物
7. 10.19 (日)	かしま産業まつり (鹿島区)	鹿島支部	税の標語入り配布物
7. 10.26 (日)	いいたて秋まつり (飯舘村)	飯舘支部	税の標語入り配布物
7. 11. 1 (土)	大熊町ふるさとまつり (大熊町)	大熊支部	税の標語入り配布物
7. 11. 2 (日)	そうま市民祭り (相馬市)	相馬支部	税の標語入り配布物
7. 11.22 (日)	復興なみえ町十日市まつり (浪江町)	浪江支部	税の標語入り配布物

(2) 税に関する絵はがきコンクール

件 名	年月日(曜)	会 場 等	概 要	出 席 者
税の絵はがきコンクール審査会	7. 10.29 (水)	はまなす館 (相馬市)	(応募数) 21校 354点 (入賞数) 57点	立谷会長 相馬税務署長 女性部会6名
税の絵はがきコンクール表彰の伝達式	8. 1.26 (月)	南相馬市立 原町第一小学校 原町第三小学校 高平小学校		永橋女性部会長 菅原副部会長 相馬税務署長
福島県連審査会 ▽応募学校数 190校 ▽応募総数 4,274点		福島県法人会連合会 女性部会連絡協議会 【金 賞】山田 紘子さん(南相馬市立高平小学校) 【金 賞】鈴木 龍輝さん(相馬市立中村第二小学校)		
六県連審査会(東北六県全体) ▽応募学校数 744校 ▽応募総数 19,554点		福島県法人会連合会 女性部会連絡協議会 【会長賞】山田 紘子さん(南相馬市立高平小学校)		

(3) ホームページ及び広報紙による税情報の発信

ホームページでは、「税のお知らせ」コーナーを設けて税務署・県市町村からの税の新情報を広報し、詳細に調べたい方はリンクできるように情報発信を行った。また、相双法人会会員が避難先でいつでも参加できるように、県内各法人会・税務署共催の決算法人税務研修会の開催情報も迅速に掲載した。

発行年月日	号数	発行部数	主要記事	同封の冊子名
7. 7. 31	第76号	2,000部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第13回通常総会を開催 ○ 新会長あいさつ、新役員体制名簿 ○ 税務署長着任のご挨拶 ○ 租税教室開催報告 ○ フードドライブ寄付(女性部会) ○ 女性部会健康推進パークゴルフ ○ 総会記念講演会 ○ 南相馬市鎮魂復興植樹祭 ○ 税務署からのお知らせ 	ほうじん夏号 県法連ニュース P E Tがん検診 会社がもらえる助成金 大同生命保険からのお知らせ アフラック生命保険からのお知らせ 自主点検チェックシート
7. 11. 4	第77号	2,000部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相双地区復興のあゆみ ○ 女性部会芸術鑑賞会 ○ 女性部会総会 ○ 青年部会総会 ○ 相双地区税務関係団体協議会総会 ○ 全国女性フォーラム「北海道大会」 ○ 相馬税務署表敬訪問 ○ 法人会全国大会「高知大会」 ○ アメリカン・エクスプレス提供 法人会ビジネス・マッチング ○ 法人会からの税の提言 ○ 税務署からのお知らせ 	会社がもらえる助成金活用 ポイント 消費税インボイス制度 ほうじん秋号 年末調整の実務ポイント 県法連ニュース アメリカンエクスプレス法 人会ビジネス・マッチング
8. 1. 30	第78号	2,000部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税に関する絵はがきコンクール ○ 会長新年ご挨拶 ○ 税務署長新年ご挨拶 ○ 全国青年の集い「山梨大会」 ○ 年末調整説明会 ○ 理事会並びに納税表彰式 ○ 税の絵はがきコンクール審査会 ○ 浪江支部視察研修 ○ 原町支部社会貢献事業 ○ アメリカン・エクスプレス提供 法人会ビジネス・マッチング ○ 税務署からのお知らせ 	ほうじん新年号 県法連ニュース 法務局からのお知らせ 会社役員の為の確定申告 P E Tがん検診 消費税の申告実務ポイント 相馬税務署からのお知らせ

3、税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

法人会の提言活動は、公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。法人税の引き下げなどをはじめ、同族会社の留保金課税制度の抜本的見直し、事業承継に関する税制の創設など、中小企業の活性化に資する税制の構築に寄与している。

令和7年度税の提言活動として「令和8年度税制改正に関する提言」について公益財団法人全国法人会総連合・理事会にて決議されました。主に改正された重要事項は次のとおりである。

(1) 令和8年度税制改正に関する提言

【 I. 税・財政改革のあり方 】

1. 財政健全化に向けて

(1) 参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされたが、社会保障と税の一体改革では「消費税率引き上げによる増収分を含む消費税収は、全て社会保障財源に充てる」とされており、消費税率を引き下げた場合の減税分は別の財源を確保するか、結局は国債に頼らざるを得なくなる。このため、物価高対策や低所得者対策は消費税減税で対応するのではなく、真に支援が必要な人に限定した給付措置が望ましい。

また、政府は物価高対策として、税収の上振れ分などを財源に国民1人当たり2万円の給付を検討しているが、これも本来は国民一律に支給するのではなく、高所得者を除くなど対象を限定すべきである。

(2) 政府は「こども・子育て政策」として、2028年度までに総額3.6兆円を追加で予算計上することを決めている。この財源は歳出改革に加え、医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、こうした支援金制度は社会保険料を少子化対策に充てる実質的な「隠れ増税」と言わざるを得ない。

制度導入を主導した当時の岸田文雄首相は、賃上げや歳出改革などで社会保険料負担を抑制するため、「実質的な負担増はない」と説明した。しかし、持続的な賃上げがいつまで続くかは不透明である。先の通常国会では、少子化対策の財源に充てるとしていた「高額療養費制度」の自己負担上限の引き上げも見送られた。歳出改革が想定通りに行われなければ、結局は国債頼みとなるか。

(3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額4.3兆円とすることを決定しているが、大半が「歳出改革」や「決算剰余金の活用」により捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。また、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置のうち、所得税については「いわゆる『103万円の壁』の引上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討する」こととしており、その実施時期は不透明である。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、着実に防衛力を強化するためにも安定財源の確保が重要である。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

(1) いわゆる「106万円の壁」への対応として、扶養から外れる人の保険料の一部を勤務先が負担する場合、国が上限を設けて助成する仕組みが設けられた。また、「130万円の壁」に対しては、繁忙期の残業等により収入が一時的に増えた場合、事業主の証明により引き続き被扶養者認定されることとなっている。一方、新たに厚生年金に加入する人の「保険料負担軽減措置」として、年収151万円未満の従業員に対しては労使折半となっている保険料について、企業側がより多く負担できる仕組みが検討されており、多く支払った企業はその分を全額支援される助成措置を講じることであり、ただ、いずれも一時的な措置にとどまっており、安定的な制度の構築が求められる。

(2) 医療は成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進める必要がある。また、社会保障給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリック（後発医薬品）の安定した供給体制を確立する必要がある。薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。

(3) 公的年金については5年に一度の年金財政の検証を踏まえ、厚生年金の積立金を財源に充当する基礎年金の底上げが検討されている。基礎年金はマクロ経済スライドの適用などに伴い、将来的には受給額が最大3割減少すると見込まれており、高齢単身女性などへの低年金対策と位置付けられている。実際には次回の年金財政の検証を踏まえて実施の可否を判断する方針だが、厚生年金加入者からは「積立金の流用だ」とする批判も出ているほか、基礎年金の底上げはその半分を拠出している国庫負担の増加も見込まれる。いずれにしても抜本的な制度改革は、老後の生活設計に影響するテーマであり、省庁間の壁を取り払い、与野党が一体となって幅広く議論する必要がある。

(4) 少子化対策については、現金給付よりも保育所や学童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。高校授業料の無償化も所得制限が撤廃されることとなったが、これは国会審議で予算を成立させるため、少数与党が野党の要求を受け入れて急遽決定したものである。このため、高校授業料無償化に伴う影響評価や財源が担保されているとは言えない。公平性の観点からも課題を残しており、与野党による精緻な議論を求めたい。

(5) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直す。また、生活保護については今後、高齢者の増加に伴って給付の増加も見込まれており、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

3. 行政改革の徹底

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を求める。また、調査研究広報滞在費（旧文通費）や政務活動費等の適正化。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要因確保と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 「第2の予算」とも呼ばれる特別会計と各省庁が管轄する独立行政法人の駄の削減。

(4) 官業に対してPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを確立し、事業のチェック等を継続的に実施することを求める。また、積極的に民間活力を導入した民需主導の自律的な経済成長。

4. 今後の税制改革のあり方

① 少子高齢化や人口減少社会の急進展

② デジタル化や働き方の多様化

③ グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化

④ 国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性

【Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策】

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 法人税率について

令和8年度より防衛特別法人税が実施される。また、米国のトランプ関税が日本経済に対してどのような影響を与えるかを慎重に見定める必要がある。そして近年、大法人に適用される法人税率の引き上げを検討する動きもあるが、不透明な経済情勢等に鑑み、慎重に議論することが求められる。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。

(3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含め整理合理化を行う必要がある。ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、以下の通りに制度を拡充したうえで本則化すること。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。

③ なお、スタートアップは経済活性化の担い手として位置づけられており、既存中小企業との提携は事業成長にもつながることとなる。スタートアップのための、きめ細やかな財政・税制支援が必要である。

(4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定については弾力的に対処すること。なお、「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和8年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。

(5) 償却資産に対する課税の見直し

固定資産税における償却資産に対する課税は、企業の設備投資意欲を阻害する要因ともなっていることから、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含めて抜本的に見直すこと。

(6) 中小企業の事務負担軽減

インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化対応に加え、定額減税や所得税の改正により、源泉徴収事務や年末調整事務が毎年見直されるなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強固ではない中小企業にとって、重い負担となっていることを政府は強く認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業にDX（デジタル・トランスフォーメーション）推進を促す支援を求める。

2. 事業承継税制の拡充

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。なお、本格的な事業継承税制が創設されるまでの間は、(2) 取引相場のない株式の評価、(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度について見直すこと。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価格を高めるほど価格が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直すことを求める。なお、見直されるまでの間は、平成14年度に創成（平成16年度に改正）された「特定事業用資産についての相続税の課税各の計算の特例」を参考に株式の評価額を減額する措置を講じること。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画を提出しているものの、まだ事業承継を行っていないと思われる企業が多くある。政府は、制度の検証を行う必要がある。また、特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。

なお、期限が延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く適用件数が低調であることを踏まえ、一般措置の適用要件（対象株数、納税猶予割合、雇用確保要件等）を大幅に緩和すること。

3. 消費税への対応

(1) インボイス制度が導入されたが、国は引き続き、事業者に混乱が生じないように制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が不可欠である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策を講じるべきである。

(2) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、80%控除可能となる措置が令和8年9月末日まで（令和8年10月1日から3年間は50%控除可能）となっているが、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。

(3) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例）について、適用期限は令和8年9月末日までとなっているが、小規模事業者等における消費税事務が定着するまで当面の間、延長すること。

(4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面において、さらなる対策を講じる必要がある。

【Ⅲ. 地方のあり方】

(1) 政府は地方創生についての基本構想「地方創生2.0」を本年6月にとりまとめ、10年後に目指す姿として、定量的な目標が盛り込まれた。将来、本格的に人口が減少することを見据え、社会機能を維持するための実効性のある対策を検討すべきである。

地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進するとともに、地元の特性に根差した技術の活用や地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成、地元商店街の活性化等、実効性のある改革を実行する必要がある。中小企業の事業承継は地方創生戦略との観点からも重要だと認識すべきである。

(2) 地方自治体は、広域行政による効率化について検討すべきである。特に激甚化する最近の自然災害については、その被災地も広域化する傾向にある。こうした中で小規模な個別の自治体による災害対応には限界がある。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図り、財政基盤の強化につなげながら行政能力の向上に資する施策を求める。

(3) ふるさと納税について、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。

【Ⅳ. その他】

1. 納税環境の整備

行政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きについて、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 環境問題への対応

政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする「カーボンニュートラルの実現」を目指しており、その中間に位置する2030年に温室効果ガスの排出量を「46%削減（13年度比）する」との目標を国際公約として打ち出している。

令和5年5月にはGX推進法が成立し、「GX経済移行債」を発行して脱炭素化に向けた民間投資を進めるとともに、その償還財源として二酸化炭素の排出量に応じて企業に負担を求める「カーボンプライシング」が導入された。

地球温暖化対策は先進国や途上国を含めて重要な課題であるが、その費用負担も冷静に見極める必要がある。政府はカーボンプライシング導入の政策効果や、家庭や企業におけるエネルギー価格の負担のあり方等について今後、継続的に検証する必要がある。

3. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納税はもちろんのこと、その用途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

＜令和8年度税制改正に関するスローガン＞

- (1) 「金利のある世界」への回帰を踏まえ、
金融市場の動揺を招かない財政運営を！
- (2) 企業への過度な保険料負担を抑制し、
中小企業の活性化に資する税制措置を！
- (3) 社会保障に充てる消費税の減税は慎重な検討が必要
将来世代にツケを回さない仕組み作りを！
- (4) 本格的な事業承継税制を確立し
地域経済と雇用の担い手の中小企業を守れ！

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和8年度税制改正では、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが創設されたほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げられました。「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置が創設されたほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等が行われました。税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等が行われました。このほか、自動車関係諸税について、自動車税等の環境性能割の廃止や軽油引取税の当分の間税率の廃止等が行われました。また、国際観光旅客税の税率の引上げや防衛特別所得税（仮称）の創設等が行われました。（令和8年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和8年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の特例承継計画提出期限延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

〔法人課税〕

1. 少額減価償却資産の取得価額の法人税率の軽減措置

◎法人会提言

・少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。

○改正案

・対象となる減価償却資産の取得価額が40万円未満（改正前：30万円未満）に引き上げられた上で、適用期限が3年間延長されました。なお、従業員要件は400人以下（改正前：500人以下）に引き下げられました。

2. カーボンニュートラル投資促進税制

◎法人会提言

・「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。

○改正案

・「炭素生産性向上率」の要件が引き上げられるとともに、特別償却率・税額控除率が引き下げられた上で、適用期限が2年間延長されました。

3. 地方拠点強化税制

◎法人会提言

・地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進する。

○改正案

・オフィス減税について、税額控除率等の引上げや中古資産の購入・改修の対象追加（拡充）等が行われた上で、適用期限が2年間延長されました。

[事業承継税制]

1. 相続税、贈与税の納税猶予制度

◎法人会提言

・特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。

○改正案

・法人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例承継計画の提出期限が1年6ヵ月（令和9年9月まで）延長されました。

[消費税制]

1. 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

◎法人会提言

・免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、80%控除可能となる措置が令和8年9月末日まで（令和8年10月1日から3年間は50%控除可能）となっているが、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。

○改正案

・免税事業者からの仕入れに係る経過措置について、最終的な適用期限を2年延長した上で、控除可能割合が段階的に縮減されました（令和8年10月からは7割、令和10年10月からは5割、令和12年10月から令和13年9月末までは3割）。なお、1免税事業者ごとの年間適用上限仕入額は1億円（改正前：10億円）に引き下げられました。

[所得税]

1. ふるさと納税

◎法人会提言

・ふるさと納税について、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。

○改正案

・寄付金のうち地方公共団体が活用できる財源の割合が段階的に60%以上と設定されるとともに、用途を公表することとなりました。

また、ふるさと納税による個人住民税の税額控除制度について、特例控除の限度額は193万円となります。

2. セルフメディケーション税制

◎法人会提言

・薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。

○改正案

・対象となる医薬品が見直された上で、スイッチOTC医薬品の適用期限は恒久化、それ以外の医薬品は5年間延長されました。

[地方税]

1. 固定資産税の免税点

◎法人会提言

・固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

○改正案

・家屋に係る免税点は30万円（改正前：20万円）未満に、償却資産に係る免税点は180万円（改正前：150万円）未満に引き上げられます。

件名	年月日(曜)	概要
地元国会議員、地方自治体長へ令和8年度税制改正要望書提出	7.11.10(火)	国会議員：坂本竜太郎氏 地方自治体：相馬市長、南相馬市長 上記に対して令和8年度税制改正要望書を提出

(2) 税務関係団体協議会との意見交換

会議名	年月日(曜)	会場等	出席者
相双地区税務関係団体協議会 令和7年度「総会」	7.10.7(火)	夕鶴 (相馬市)	立谷会長
相双地区税務関係団体協議会 令和7年度「定例会」	8.1.29(木)	はまなす館 (相馬市)	立谷会長

(3) 税制アンケートの実施事業

役員の見解や回答を全国法人会総連合に提出し、多種にわたる意見や希望を申し上げた。

・令和8年度税制アンケート総数 13,217枚

4. 地域企業の健全な発展に資する事業

(1) インターネットセミナー利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
アクセス数	263	387	207	145	338	291	281	414	368	252	323	340	3609
一般ログイン数	2	9	4	3	5	5	4	6	9	5	9	7	68
会員ログイン数	44	41	47	27	36	46	50	52	47	47	49	50	536

(2) 時局講演会の開催、福島県連青年女性部会連協会員研修会参加

件名	年月日(曜)	会場等	出席者数	概要
公益社団法人相双法人会 総会記念講演会	7. 6. 20(金)	ホテル丸屋グランデ (原町区)	84名	演題：日本経済の行方と 地域企業の経営戦略 講師：門倉 貴史 氏
福島県法連：青年部会 連絡協議会合同研修会 「二本松大会」	7. 10. 23(木)	岳温泉 「陽日の郷 あずま館」 (二本松市)	73名	演題：健康経営セミナー 講師：能勢 博 氏 石井 公一 氏 当会：青年部会4名
福島県法連：女性部会 連絡協議会合同研修会 「二本松大会」	7. 10. 23(木)	岳温泉 「陽日の里 あずま館」 (二本松市)	107名	演題：健康経営セミナー 講師：能勢 博 氏 石井 公一 氏 当会：女性部会12名
新春講演会 (復興支援公開講演会)	8. 3. 6(金)	ラフィーフ (原町区)	43名	演題：これからの日中関係と 中国経済について 講師：近藤 大介 氏

5、地域社会への貢献を目的とする事業

(1) 震災・原発事故被害者への支援事業及び法人会PR活動

年月日(曜)	支援物資名	主に配布した場所や対象者
7. 6. 20(木)	花鉢	総会参加者への配布

(2) 地域社会貢献事業

件名	年月日(曜)	会場等	出席者数	概要
小高支部 社会貢献活動	7. 5. 17(土)	小高駅周辺 清掃活動 (小高区)	14名	会員・地域住民への地域復興支援の一環として、清掃活動をした。
第13回南相馬市鎮魂復興 市民植樹祭 (AIG損保主催)	7. 6. 8(日)	南相馬市原町区北 泉地内海岸防災林 (原町区)	1300名	大震災による犠牲者の鎮魂・供養、そして復興を目的に植樹活動へ参加した。
原町支部 社会貢献活動	7. 12. 6(土)	雲雀ヶ原陸上競技 場及び周辺道路 清掃活動 (原町区)	57名	次の日のマラソン大会への参加者や来訪者に対する清掃と地域への支援事業として清掃活動をした。
フードドライブ回収・寄付 事業	8. 1. 30(金)	相馬市社会福祉協 議会 (相馬市)		女性部会会員企業より余剰品を預かり、南相馬市社会福祉協議会へ寄付を行った。
大熊支部 ノベルティグッズ配布活動	8. 3. 14(土)	JR大野駅西口 (大熊町)	3名	秋祭り開催時に余った筆記用具などをクマSUNテラスの周年祭を盛り上げるため来場者にノベルティを配布を行った。

7、会員の福利厚生等に関する事業

(1) 経営者大型総合保障制度の普及推進

大同生命保険A I G損害保険（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

イ、加入率

項目	会員数	加入法人数	加入率
単位会名	(社)	(社)	(%)
相 双	945	304	32.2
福 島	2,643	546	20.7
二 本 松	669	131	19.6
郡 山	2,702	503	18.6
須 賀 川	901	165	18.3
南 会 津	232	84	36.2
会 津 若 松	917	196	21.4
会 津 喜 多 方	446	105	23.5
白 河	774	198	25.6
い わ き	2,312	384	16.6
合 計	12,541	2,616	20.9

ロ、新規企業

項目	目標	実績	進捗率
単位会名	(社)	(社)	(%)
相 双	6	6	100.0
福 島	15	13	86.7
二 本 松	4	4	100.0
郡 山	19	20	105.3
須 賀 川	5	8	160.0
南 会 津	2	1	50.0
会 津 若 松	8	10	125.0
会 津 喜 多 方	4	6	150.0
白 河	7	8	114.3
い わ き	13	23	176.9
合 計	83	99	119.3

ハ、役員企業加入率

項目	役員企業数	対象外企業数	対象企業数	加入企業数	加入率
単位会名	(社)	(社)	(社)	(社)	(%)
相 双	51	2	49	35	76.0
福 島	79	10	69	40	73.5
二 本 松	37	1	36	25	73.0
郡 山	68	10	58	42	74.5
須 賀 川	45	8	37	26	77.8
南 会 津	29	3	26	25	92.6
会 津 若 松	45	5	40	24	60.0
会 津 喜 多 方	31	2	29	29	100.0
白 河	40	4	36	32	91.7
い わ き	60	5	55	34	61.8
合 計	485	50	435	312	71.7

二、新契約保障金額推進状況

項目 単位会名	目標 (千万円)	実績 (千万円)	進捗率 (%)
相 双	232.0	254.0	109.8
福 島	400.0	375.0	93.8
二 本 松	122.0	87.0	71.3
郡 山	437.0	407.0	93.1
須 賀 川	175.0	113.0	64.6
南 会 津	66.0	21.0	31.8
会 津 若 松	187.0	225.0	120.3
会 津 喜 多 方	85.0	124.0	145.9
白 河	280.0	329.0	117.5
い わ き	296.0	378.0	127.7
合 計	2280.0	2313.0	101.4

(2) ビジネスガードの普及推進

A I G損害保険（令和8年3月31日現在）

イ、単位会別加入法人数、加入率

項目 単位会名	会員数 (社)	加入会員数 (社)	加入率 (%)
相 双	945	87	9.7
福 島	2,643	258	9.8
二 本 松	669	87	13.3
郡 山	2,702	644	24.7
須 賀 川	901	189	19.9
南 会 津	232	34	13.4
会 津 若 松	917	81	8.7
会 津 喜 多 方	446	41	8.7
白 河	774	140	18.0
い わ き	2,312	285	12.7
合 計	12,541	1,846	14.9

ロ、単位会別新規加入法人数

項目 単位会名	目標 (社)	実績 (社)	進捗率 (%)
相 双	10	8	80.0
福 島	33	12	36.3
二 本 松	8	5	62.5
郡 山	44	52	118.2
須 賀 川	10	6	60.0
南 会 津	3	1	33.3
会 津 若 松	10	7	70.0
会 津 喜 多 方	5	1	20.0
白 河	10	9	90.0
い わ き	25	21	84.0
合 計	158	122	77.2

(3) がん保険制度の普及推進

アフラック生命保険(令和8年3月31日現在)

項目 単位会名	会員数 (社)	加入会員数 (社)	加入率 (%)
相 双	945	157	16.6
福 島	2,643	394	14.9
二 本 松	669	97	14.5
郡 山	2,702	333	12.3
須 賀 川	901	144	16.0
南 会 津	232	40	17.2
会 津 若 松	917	142	15.5
会 津 喜 多 方	446	55	12.3
白 河	774	142	18.3
い わ き	2,312	375	16.2
合 計	12,541	1,879	15.0

(4) PETがん健診の普及推進

(令和7年4月1日~令和8年3月31日)

項目	受診会員数	のべ受診者数
P E T が ん 健 診	ゴールドコース	4社
	シルバーコース	3社
合 計	7社	12名

II 管理関係

2. 組織

(1) 会員数

区分	令和7年4月1日	令和8年3月31日
稼働法人数	3,485社	3,495社
会員数	972社	945社
加入率	28.5%	27.0%

(2) 会員移動状況（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

① 入会会員 13社

② 退会会員 40社

[退会内訳]

転出	倒産・廃業	合併	休業	自己都合	その他
4社	16社	4社	2社	13社	1社

※その他は、経費削減のため。

(3) 支部別会員数（令和8年3月31日現在）

支部名	会員数	うち同一資本系列法人 (同族法人数)
相馬	185社	11社
新地	34社	1社
鹿島	54社	3社
原町	263社	14社
飯館	25社	2社
小高	72社	2社
浪江	104社	7社
双葉	32社	5社
大熊	45社	5社
富岡	131社	6社
合計	945社	56社

(4) 役員数（令和8年3月31日現在）

①本部役員

◎ 理事 49名（会長1名 副会長10名 常任理事13名 理事25名）

◎ 監事 2名

②支部役員

◎ 10支部 109名（支部長10名 副支部長18名 幹事81名）

(5) 委員会（令和8年3月31日現在）

委員会名	委員長	副委員長	委員数
総務委員会	菅野 行雄	菅野 行雄	13名
税制委員会	江井 敬彦	門馬 弘	16名
研修委員会	立谷 一郎	濱田 光弘	9名
組織委員会	遠藤 充洋	菊地 盛夫	15名
広報委員会	齋藤 重宗	但野 義和	9名
厚生委員会	戸川 聡	吉田 知成	11名

(6) 部会 (令和8年3月31日現在)

部会名	部会長	副部会長	役員数	総会員数
青年部会	高木 徳行	佐々木公一・杉本 誠 小野 芳一	10名	35名
女性部会	永橋 律子	菅原多美子・佐々木優子 竹内 久子	14名	34名

(7) 上部団体役員 (令和8年3月31日現在)

一般社団法人福島県法人会連合会 (本会役職・所属支部)

◎役員
副会長 立谷 一郎 (会長・相馬)
理事 菅野 行雄 (副会長・鹿島)
理事 折笠 芳春 (副会長・小高)

◎委員
総務委員会 菅野 行雄 (副会長・鹿島)
税制委員会 江井 敬彦 (監事・小高)
研修委員会 立谷 一郎 (会長・相馬)
組織委員会 遠藤 充洋 (常任理事・原町)
広報委員会 齋藤 重宗 (理事・小高)
厚生委員会 戸川 聡 (副会長・浪江)

◎青年女性連絡協議会青連協・

青連協・副会長 高木 徳行 (常任理事・浪江)
女連協・副会長 永橋 律子 (常任理事・浪江)

(8) 事務局 (令和8年3月31日現在)

事務局長 菅野 貴文
職員 加藤 明美

3. 受賞

○東北六県法人会連合会会長表彰 (永年在任役員表彰)

常任理事 木藤 喜幸氏 ネットアンドプリント(株)
理事 但野 義和氏 (有)但野設備工業所
理事 伏見 俊一氏 (株)伏見材木店
受賞日：令和7年6月26日

○福島県法人会連合会表彰 (永年在任役員表彰)

副会長 折笠 芳春氏 折笠工業(株)
理事 齋藤 健一氏 (資)ニューさいとう
受賞日：令和7年6月26日

4. 会議関係

(1) 総会

会議名等	年月日(曜)	会場等	出席者数	議題
公益社団法人 相双法人会 第13回通常総会	7. 6. 20(金)	ホテル丸屋グランデ (原町区)	72名 委任状 528名	報告事項 (1) 令和6年度事業報告の件 (2) 令和7年度事業計画報告の件 (3) 令和7年度収支予算報告の件 決議事項 (1) 令和6年度決算報告承認の件 (2) 役員選任案承認の件

(2) 役員会

会議名等	年月日(曜)	会場等	出席者数	議題
第1回理事会	7. 5. 14(水)	如水 (浪江町)	27名	議題 (1) 令和6年度業務の執行状況の報告承認について (2) 令和7年度総会について (3) 新役員の選任について (4) 次期代表理事(会長)選任について (5) 各委員会委員及び委員長の選任 (6) 福島県法人会連合会理事及び各委員会委員の選任について
第2回理事会	7. 6. 20(金)	ホテル丸屋グランデ (原町区)	28名	議題 (1) 代表理事(会長)選任の件 (2) 業務執行理事(副会長、常任理事)選任の件
第3回理事会	7. 11. 4(火)	相馬フローラ (相馬市)	27名	議題 (1) 各支部の業務委託費について (2) 第4回理事会並びに新春講演会の開催について (3) 令和8年度総会までの予定について (4) 法人会全国大会「福島大会」に向けての会員増強について
第4回理事会	8. 3. 6(金)	ラフィーン (南相馬市)	27名	議題 (1) 令和8年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について (2) 令和9年度法人会全国大会「福島大会」について (3) 資金調達及び設備投資の見込みについて

(3) 監査会

会議名等	年月日(曜)	会場等	出席者数	議題
監査会	7. 5. 12(月)	相双法人会事務所 (事務局)	監事 2名	①令和6年度事業経過報告について ②令和6年度収支決算報告について

(4) 本会関係

会議名等	年月日(曜)	会場等	出席者数	概要
福利厚生制度 連絡協議会	7.11. 4(火)	相馬フローラ (相馬市)	34名	令和7年度福利厚生状況の報告について

(5) 支部会議・研修関係

会議名等	年月日(曜)	会場等	出席者数	議題
鹿島支部 第1回役員会	7. 4. 11(金)	亀八 (鹿島区)	9名	(1) 令和7年度事業計画について (2) 令和7~8年度役員体制について
浪江支部 第1回役員会	7. 4. 18(金)	浪江町商工会館 (浪江町)	10名	(1) 令和6年度事業報告について (2) 令和7年度事業計画(案)について (3) 令和7~8年度役員体制について
原町支部 第1回役員会	7. 4. 14(月)	原町商工会議所 (原町区)	7名	(1) 令和6年度事業活動報告について (2) 令和7年度事業計画(案)について (3) 新役員の選任について
小高支部 第1回役員会	7. 4. 25(金)	浦島寿司 (小高区)	10名	(1) 令和6年度事業活動報告について (2) 令和7年度事業計画について (3) 新役員の選任について
小高支部 第2回役員会	7. 7. 28(月)	浦島寿司 (小高区)	8名	(1) 令和6年度事業活動報告について (2) 令和7年度事業計画について (3) 新役員の選任について
浪江支部 第2回役員会	7. 7. 29(火)	浪江町商工会館 (浪江町)	9名	(1) 令和7年度事業内容について
小高支部 視察研修会	7. 9. 7(日)	富岡製糸工場 (群馬県富岡市)	7名	会員交流並びに富岡製糸場の技術力等の視察研修
原町支部 第2回役員会	7.10.15(水)	原町商工会議所 (原町区)	7名	(1) 令和7年度清掃活動等の実施について
浪江支部 支部視察研修	7.10.30(木)	愛知県名古屋近辺 (愛知県名古屋市)	6名	モノづくり中心地である中京工業地帯にてトヨタ会館などを視察研修
原町支部 支部視察研修	7.12.8(月)	丸三製紙工場 (原町区)	13名	会員企業の丸三製紙を視察。工業技術や生産管理、環境問題等への取組みを視察した。
飯舘支部 視察研修会	8. 2. 25(水)	飯舘村商工会館 (飯舘村)	6名	視察研修について
飯舘支部 視察研修会	8. 3. 16(月)	米沢・高島町等視察 (山形県米沢市、高島町)	6名	街の活性化の為の視察研修

(6) 青年部会関係

会議名等	年月日(曜)	会場等	出席者数	議題
卒業親睦交流会	7. 5. 23(金)	青森県津軽地方	5名	卒業者との交流会
第1回役員会	7. 5. 27(火)	海宝 (いわき市)	7名	(1) 令和6年度青年部活動状況について (2) 令和7年度役員体制について
令和7年度総会	7. 7. 24(木)	如水 (浪江町)	25名	(1) 令和6年度事業報告について (2) 新役員体制について
第2回役員会並びに新年交流会	8. 1. 23(金)	七五三屋はなれ (相馬市)	14名	(1) 令和7年度事業報告について (2) 部会員増強について
第3回役員会	8. 3. 27(金)	シェルター (原町区)	14名	(1) 令和8年度租税教室開催校について (2) 部会員増強について

(7) 女性部会関係

会議名等	年月日(曜)	会場等	出席者数	議題
女性部会 健康推進事業 「パークゴルフ」	7. 5. 19(月)	東武パークゴルフ場 (原町区)	10名	体を動かすことによる健康増進を図った
女性部会芸術鑑賞会	7. 7. 11(金)	東京エレクトロンホール宮城 (宮城県仙台市)	14名	芸術鑑賞並びに食事会を通じ会員同士の交流の場とする
女性部会 総会	7. 8. 6(水)	ホテル夕鶴 (相馬市)	24名	事業報告並びに事業計画について
女性部会 健康推進事業 「パークゴルフ」	7. 11. 17(月)	相馬光陽パークゴルフ場 (相馬市)	12名	健康推進事業 会員交流
役員会並びに新年交流会	8. 1. 20(火)	山亭 (原町区)	14名	(1) 令和7年度事業報告について (2) 部会員増強について (3) 全国女性フォーラム「埼玉大会」について
女性部会 フードライブ回収	8. 1. 20(火)	事務局 (相馬市)		フードロス軽減活動 社会貢献活動
女性部会 フードライブ贈呈	8. 1. 30(金)	相馬市社会福祉協議会 (相馬市)		フードロス軽減活動 社会貢献活動
役員会並びに事業委員会	8. 3. 26(水)	五月 (原町区)	13名	(1) 令和8年度租税教室開催校について (2) 部会員増強について

(8) 関係機関等の会議等

① 福島県法人会連合会

会議名等	年月日(曜)	会場等	出席者
県連 第1回理事会	7. 6. 9(月)	ウェディングエルティ (福島市)	松永雄一副会長 小林正幸前副会長
県連 総会	7. 6. 26(木)	ウェディングエルティ (福島市)	立谷一郎会長、松永雄一副会長 小林正幸副会長、折笠芳春副会長
県連 第2回理事会	7. 6. 26(木)	ウェディングエルティ (福島市)	立谷一郎会長 折笠芳春副会長
県連 広報・研修合同委員会	7. 7. 29(金)	テルサホール (福島市)	立谷一郎会長
県連 組織・厚生合同委員会	7. 9. 9(火)	郡山ビューホテルアネックス (郡山市)	立谷一郎会長 戸川聡副会長
法人会全国大会「福島大会」 第一回実行委員会	7. 9. 9(火)	郡山ビューホテルアネックス (郡山市)	立谷一郎会長 折笠芳春副会長
県連 第3回理事会	7. 10. 28(火)	郡山ビューホテルアネックス (郡山市)	立谷一郎会長 折笠芳春副会長
法人会全国大会「福島大会」 第二回実行委員会	7. 11. 19(水)	郡山ビューホテル (郡山市)	立谷一郎会長 折笠芳春副会長
県連 第4回理事会・賀詞交換会	8. 2. 3(火)	郡山ビューホテルアネックス (郡山市)	立谷一郎会長 折笠芳春副会長
法人会全国大会「福島大会」 第三回実行委員会	8. 2. 3(火)	郡山ビューホテルアネックス (郡山市)	立谷一郎会長 折笠芳春副会長
県連 第5回理事会	8. 3. 25(水)	テルサホール (福島市)	立谷一郎会長 折笠芳春副会長

②福島県法人会連合会・青年部会連絡協議会

会議名等	年月日(曜)	会場等	出席者
第1回役員会	7. 7. 29(火)	郡山ビューホテルアネックス (郡山市)	高木副部会長
第2回役員会	7. 9. 22(月)	陽日の郷あづま館 (二本松市)	高木部会長 佐々木副部会長
第3回役員会	8. 3. 13(金)	喜多方下町郵便局 (喜多方市)	高木部会長 佐々木副部会長

③福島県法人会連合会・女性部会連絡協議会

会議名等	年月日(曜)	会場等	出席者
第1回役員会	7. 6. 27(金)	郡山ビューホテル (郡山市)	齋藤女性部会長、菅原副部会長 佐々木副部会長、永橋副部会長
第2回役員会	7. 9. 26(木)	陽日の郷あづま館 (二本松市)	永橋女性部会長、菅原副部会長 佐々木副部会長、竹内副部会長
税に関する絵はがきコンクール審査会	7. 11. 20(木)	コラッセふくしま (福島市)	永橋女性部会長
第3回役員会	8. 2. 16(月)	郡山ビューホテルアネックス (郡山市)	永橋女性部会長、菅原副部会長 佐々木副部会長、竹内副部会長

④全国法人会総連合会

会議名等	年月日(曜)	会場等	出席者
全国女性フォーラム 「北海道大会」	7. 9. 18(木)	札幌パークホテル (北海道札幌市)	永橋女性部会長 ほか部会員6名
法人会大会 「高知大会」	7. 10. 6(木)	高知県民文化ホール (高知県高知市)	只野裕一顧問
全国青年の集い 「山梨大会」	7. 11. 8(木)	アイメッセ山梨他会場 (山梨県山梨市)	高木青年部会長 ほか部会員3名